

第3章 現況把握

1. 島田市の概要

本市は、静岡県ほぼ中央に位置しています。北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がります。また、南アルプスに源を発し、駿河湾にそそぐ大井川が、市内に流れています。

また、古くから東海道五十三次の宿場町として栄え、大井川流域の商業・業務の中心となる中核都市として発展してきました。「島田市」という地名は、大井川の流れにより、砂礫が堆積し、洲島を形成するに至り、そこに居を構え、広い河原を開墾したことに由来しています。

平成17年5月5日に、旧島田市と旧金谷町が、平成20年4月1日、旧島田市と旧川根町が合併し、現在に至ります。市の花・木・鳥は、それぞれ「バラ」「茶」「オオルリ」であり、本市の象徴として多くの人に愛され、親しまれています。



■位置図



■市の花 ばら



■市の木 茶



■市の鳥 おおるり

2. 自然的条件

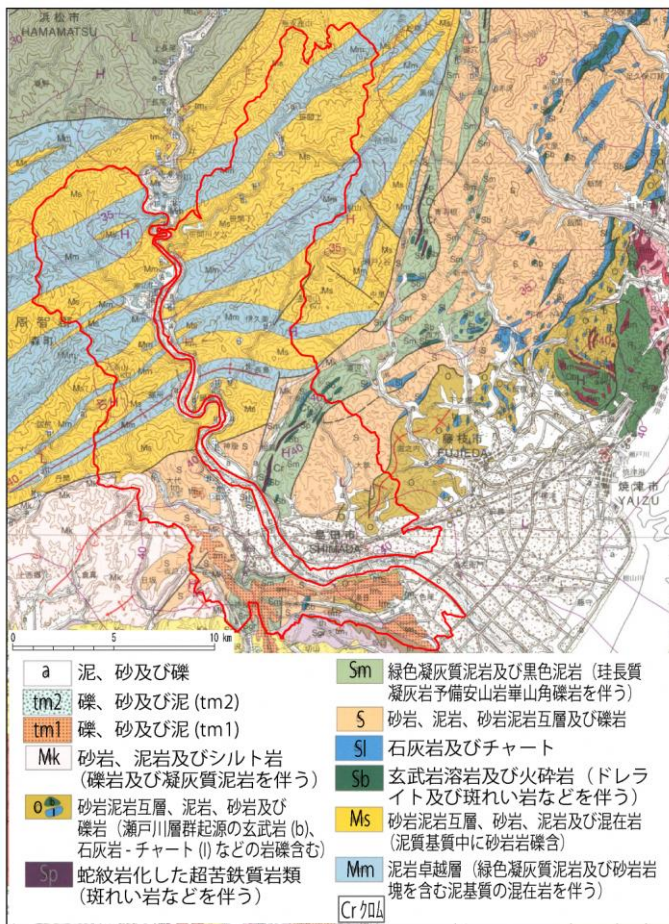
2-1. 地形・地質

本市は日本の国土のほぼ中央、大井川の中下流域に位置し、市域は、東西約23 km、南北約31 kmの南北に長い地形で、市域面積は31,570haとなっています。

市域の中央に大井川が北から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。

市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

大井川扇状地は、大井川が堆積した砂礫層でできています。この砂礫層は最大65mにもなりますが、大井川層群、瀬戸川層群を基盤として、最下部が粘土混じりの砂礫からなり、その上部は礫径の大小の変化を伴いながら、同じような砂礫が累積した形になっています。



■地質図

出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センターHP

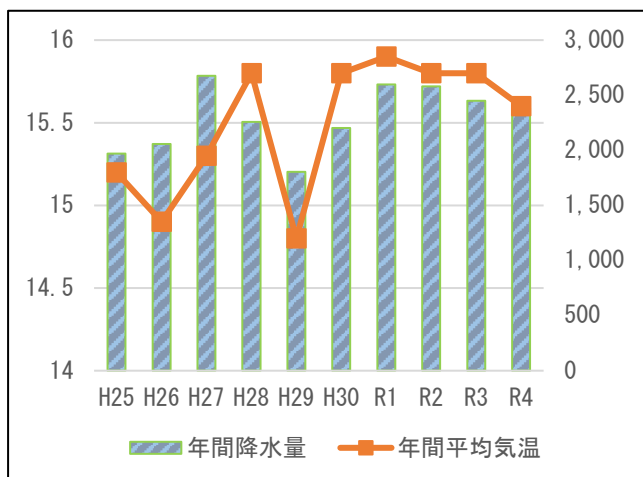
2-2. 気象特性

本市は駿河湾の影響をうけて気候が温和であり、冬の季節風は、山間部では弱いですが、大井川下流（神座地区から下流）から南では西よりの風が強く、春から秋には海陸風により日中は南よりの風が吹きます。（出典：静岡地方気象台 HP）

平成 25 年～平成 29 年までの5年間の年平均気温の変化をみると、年間平均気温は14.8℃～15.8℃とばらつきがありますが、平成 30 年～令和4年までの年間平均気温は、15.6℃～15.9 と比較的安定していることがわかります。また、年間降水量は過去 10 年間平均で 2,298mm となっていますが、1,804mm～2,677mm 前後で、年ごとにばらつきがあります。

■年間平均気温・降水量

年度	年間降水量	年間平均気温
H25	1,970	15.2
H26	2,058	14.9
H27	2,677	15.3
H28	2,259	15.8
H29	1,804	14.8
H30	2,203	15.8
R 1	2,598	15.9
R 2	2,581	15.8
R 3	2,449	15.8
R 4	2,382	15.6



■年間平均気温・降水量の推移

出典：静岡地方気象台 HP

出典：静岡地方気象台 HP

2-3. 茶草場農法（世界農業遺産）

2013年（平成25年）5月、島田市・掛川市・菊川市・牧之原市・川根本町の4市1町の地域で取り組んでいる茶草場農法が『世界農業遺産』に認定されました。茶草場農法は、茶畑の周囲の茶草場（採草地）でススキやササ等の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝間に敷く農法であり、良質なお茶の生産とともに、晩秋の定期的な草刈りと草の搬出作業により草場性の植物が育ち、生物多様性の確保にもつながります。



■茶草場

出典：静岡県 HP（茶草場農法）

茶草場には、古来から日本人に親しみが深い、ハギ、ススキ、キキョウ、カワラナデシコ、クズ、フジバカマ、オミナエシの秋の七草を含む300種以上の草場性植物が生育し、フジタイゲキ等の絶滅のおそれのある種も見ることができます。また、この地域のみに見られる固有種のカケガワフキバッタも確認されています。

2-4. 河川の特徴

（1）大井川水系等

本市の水系は、一級河川（大井川、菊川、伊久美川、笹間川等）が2水系18河川、二級河川（湯日川、勝間田川、栢山川等）が3水系4河川、準用河川（笹間川、本沢、上手川等）が5水系34河川、流れています。

大井川は日本有数の急流性の暴れ川であり、川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角州や自然堤防体が存在しません。



■ 鵜山の七曲り
出典：島田市景観計画

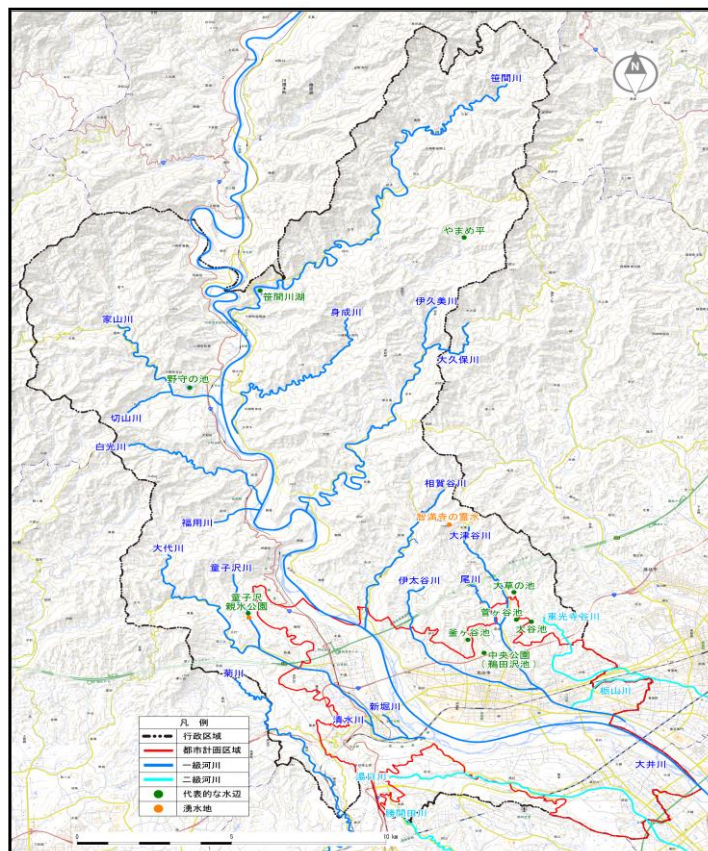
特に、川根地区において、約4km にわたり穿入蛇行を繰り返す地形は「鵜山の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして、志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

大井川の河川敷では、「しまだ大井川マラソン in リバティ」の開催や大井川沿い「サイクルツーリズム『RIDE Oigawa』」として、マラソンやサイクリングが楽しまれています。

■ 河川

	水系数	河川数	延長 (m)
一級河川	2	18	273, 660
二級河川	3	4	50, 160
準用河川	5	34	67, 892

出典：島田市 HP (市内の河川)



■ 水系図

※島田市作成

(2) 大井川中流域（日本の重要湿地 500）

環境省では 2001 年（平成 13 年）度に、わが国の湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性保全の観点から重要な湿地を「日本の重要湿地 500」として選定しました。その後、環境の変化が生じている湿地が存在していることや新たな知見が得られた湿地が存在することから見直しが行われ、2016 年（平成 28 年）4 月には重要湿地として 633 か所が選定されました。

静岡県内では、13 か所が選定され、本市に関わるものとして、『大井川中流域』があり、ミヤマシジミ、ツマグロキチョウ、コムラサキ、カワラバッタ等の生息地となっています。

(3) 良好な水辺地・湧水地

1) 水辺地

代表的な水辺地として「野守の池」「鶉田沢池（中央公園）」等があります。野守の池は、大井川の流れが変化し、池として残った河跡湖で、ヘラブナや鯉の釣り場として有名です。

【代表的な水辺】

- ・野守の池
- ・鶉田沢池（中央公園）
- ・童子沢親水公園
- ・やまめ平
- ・笹間川湖
- ・大草の池
- ・八垂の滝

2) 湧水地

本市の代表的な湧水地として、「智満寺の霊水」「童子沢親水公園」があります。

■湧水地

名称	概要
智満寺の霊水	昭和初期までは修行の者が身を清めたとされている智満寺の霊水は、まるで糸が垂れるかのように真っ白に流れ落ちている。奈良時代末期に開かれた由緒ある寺には、樹齢1,000年を超える十本スギが国指定天然記念物となっている。
童子沢親水公園	童子沢親水公園は、新東名高速道路島田金谷ICから国道473号を南下し、大井川鐵道合格駅の駅前交差点を西へ進むと「童子沢親水公園」案内看板が見える。冷泉は源泉跡に溜まっている。公園は、アウトドアスポットとして整備されており、夏は水遊びやキャンプ等、家族で楽しむことができる。



智満寺の霊水

出典：静岡県 HP（静岡県の湧き水）



童子沢親水公園

出典：島田市観光協会 HP

2-5. 植生

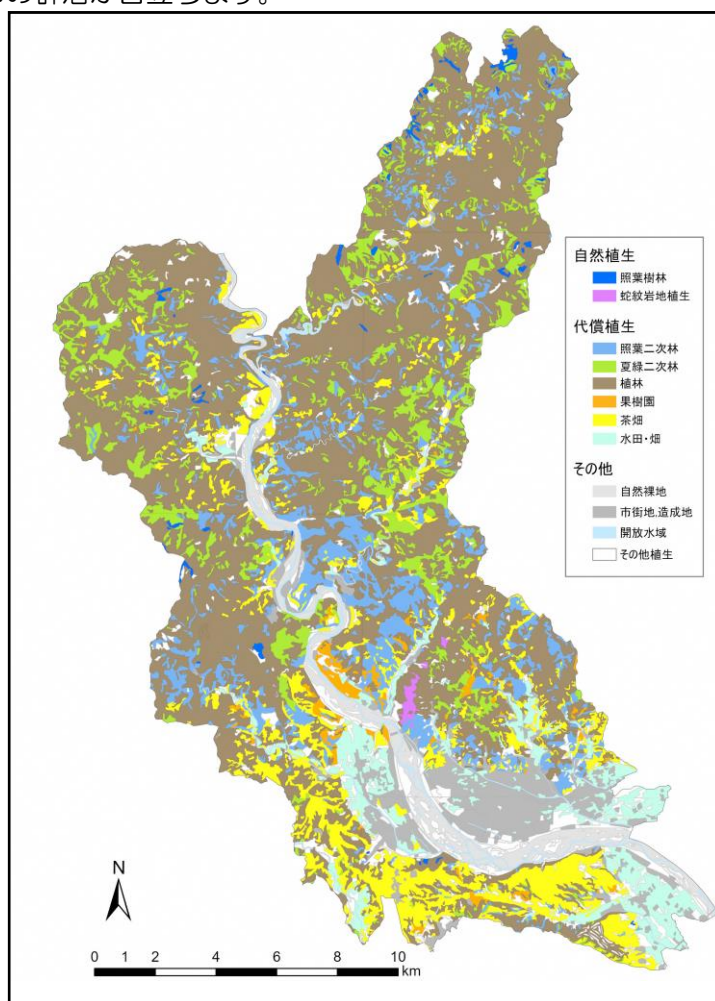
本市の山地では、商品木材として植林されてきたスギやヒノキといった針葉樹林が多くなっています。

中山間地では、コナラやスダジイ等の雑木林のほか、茶畑やミカン畑のような農作物の栽培等、二次的自然がつくられてきました。現在では、雑木林に変わって竹林の拡大や、クズの繁茂が目立つようになってきました。

平野部は、近年の都市化や荒廃農地の増加により、セイタカアワダチソウやイネ類・マメ類等の荒地に生える植物が侵食しています。

大井川河川敷は、中州や河川敷の樹林化が著しく、湿地も高水敷のグラウンドや公園等の活用によって大部分が消滅しました。

川口から神座付近及び相賀の赤松付近に比較的まとまったヤナギ林が見られますが、礫質の土壤に生育するヤナギ類やアカメガシワが多く、それより下流では、多年生草本のススキが多く見られるほか、つる性植物のクズが河川敷を覆っています。また、中州ではヤナギ類やハンノキ類の林が見られるほか、初夏には帰化植物のムシトリナデシコが一面に花を咲かせ、秋にはカワラハハコの群落が目立ちます。



■ 植生図

出典：静岡県 GIS データ（環境省生物多様性センター）

2-6. 動物相

北部の山間地域では、本市で見られる主な中・大型哺乳類が全て確認されています。近年ではニホンザル、ホンドタヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカが中山間の農地に出没して農作物への被害が目立つようになってきました。他には、都市化に伴い蚊等が増え、それらを餌にするコウモリ類が夏から秋にかけて飛翔するのがよく確認されるほか、帰化動物であるハクビシンやアライグマの確認例もあります。

市内で頻繁に確認される鳥類は、ホオジロ、ヒヨドリ、メジロ、エナガ、シジュウカラ等、国内において広く分布し個体数の多い種類です。特定の種類が地域の全種類の個体数の6～7割を占めており、市域の自然が農耕地や植林といった人為的影響を強く受けており、種の多様性が低くなっていることが示唆されています。

また、「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」（平成16年3月）によると、伊太田代地区でクマタカの営巣と産卵が確認されています。

爬虫類・両生類は、ニホントカゲ、シマヘビ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル等、本州で見られる主な種の多くを確認できます。イシガメ、クサガメ等のカメ類については、川根地区の野守の池で外来種のアカミミガメとともに確認されることがありますが、市内の河川では確認する機会は減少しています。

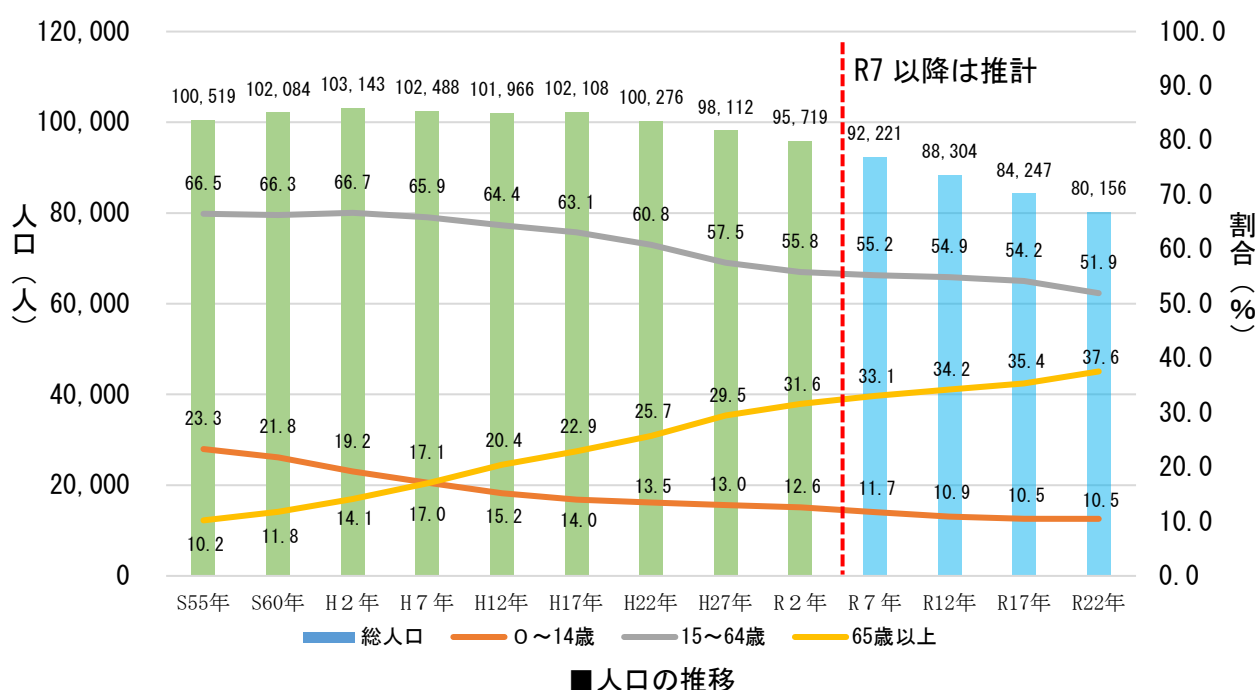
昆虫類は、お茶やミカンの栽培が盛んな本市では、茶につくアオバハゴロモ、ミカンにつくカメムシ類等もよく確認されています。

3. 社会的条件

3-1. 人口

国勢調査による本市の人口は、1990年（平成2年）の103,143人をピークに減少に転じています。今後も人口減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、2040年（令和22年）に約80,000人となり、2020年（令和2年）に比べて約16%減少すると予測されています。

また、高齢化率は令和2年国勢調査では31.6%となっており、2040年（令和22年）に37.6%に上昇すると予測されています。

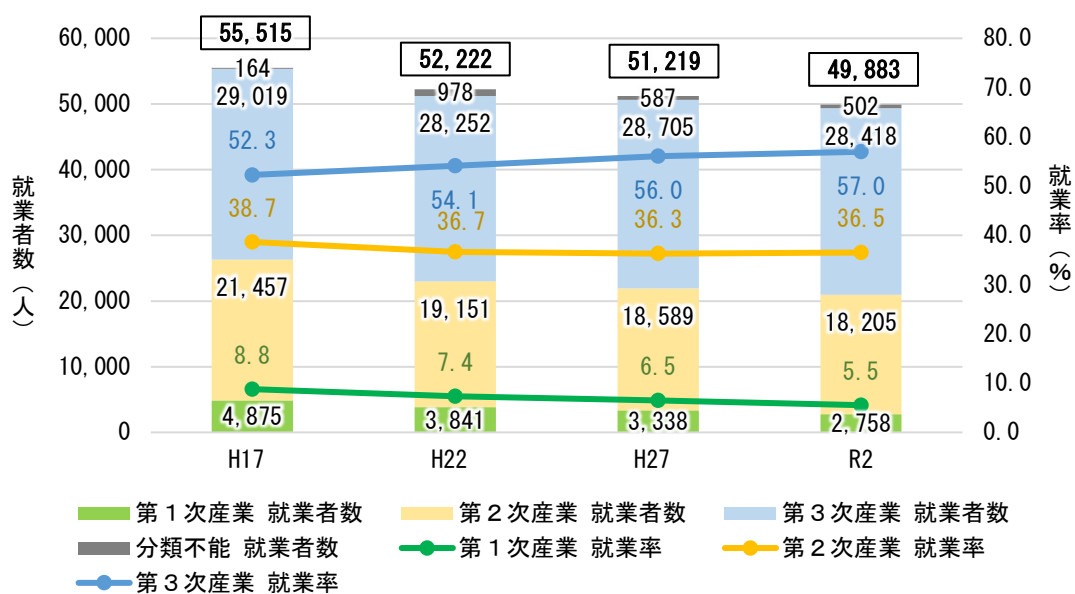


出典：国勢調査、令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（2023（令和5年）年推計）』

3-2. 産業概況

本市の産業別就業者数をみると、令和2年時点、49,883人であり、このうち、第3次産業が57.0%を占め、その就業率は上昇傾向にあります。第1次産業は5.5%で就業率は減少傾向にあります。

第1次産業では、静岡県内有数の茶産地となっており、島田茶（大井川中流域左岸山間部、大井川下流域右岸初倉地区等）、金谷茶（牧之原台地とその周辺）、川根茶（大井川上流）の三つのブランドのお茶が生産されています。



■産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

3-3. 土地利用の現況と動向

(1) 地目別土地利用面積

本市における地目別土地利用面積は、令和5年時点、山林が 15,390.5ha で市域全体の 48.8%を占めており、すべての地目の中で最も多くの面積を占めています。

また、令和元年から令和5年にかけて、田・畑・山林・原野・池沼の自然的土地利用面積は減少しています。

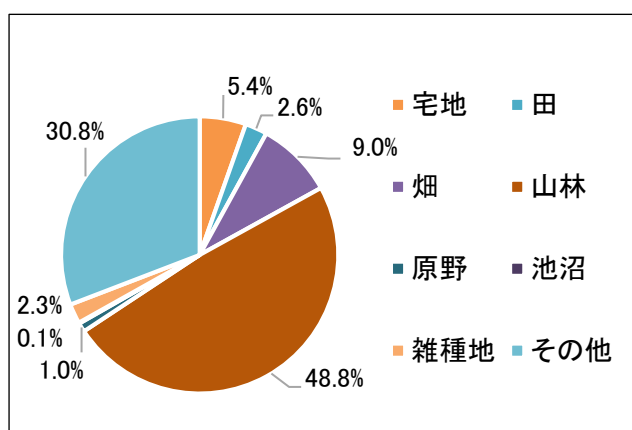
■地目別土地利用面積

単位：ha

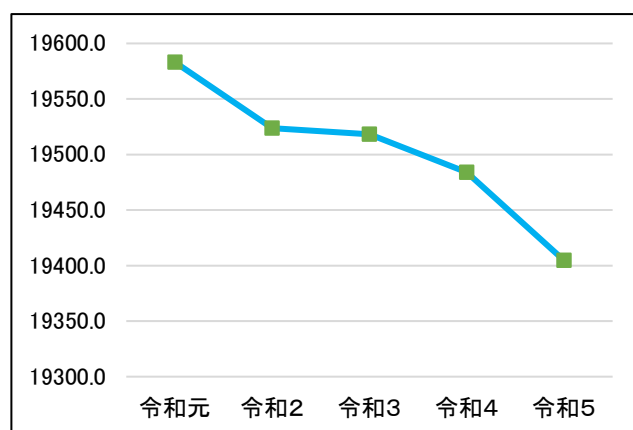
年	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他
令和元	1,699.4	838.9	2,846.8	15,484.7	333.0	34.7	711.4	9,621.1
令和2	1,705.5	831.8	2,840.3	15,484.4	332.9	34.3	713.8	9,627.0
令和3	1,694.9	825.7	2,848.3	15,479.3	330.7	34.2	720.2	9,636.8
令和4	1,699.0	821.0	2,841.0	15,457.9	329.9	34.2	723.4	9,663.6
令和5	1,706.5	815.6	2,834.8	15,390.5	329.6	34.2	725.6	9,733.2

※ その他は、河川敷・道路敷・堤塘敷・墓地等

出典：令和5年度島田市統計書（課税課「概要調書」（総評価地積+非課税地積）、各年1月1日現在）



■地目別土地利用面積割合（令和5）



■田・畑・山林・原野・池沼面積の推移

(2) 都市計画区域内の土地利用面積

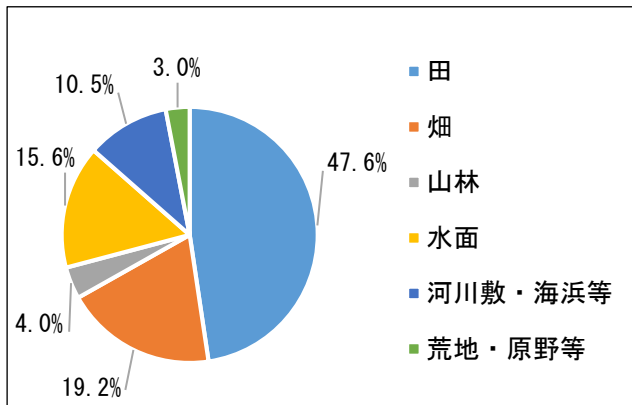
都市計画区域内において、自然的土地利用面積は用途地域、用途白地ともに、田畑が最も多く、半数以上を占めています。また、都市的土地利用は、住宅用地が最も多い状況です。

■都市計画区域内の土地利用面積

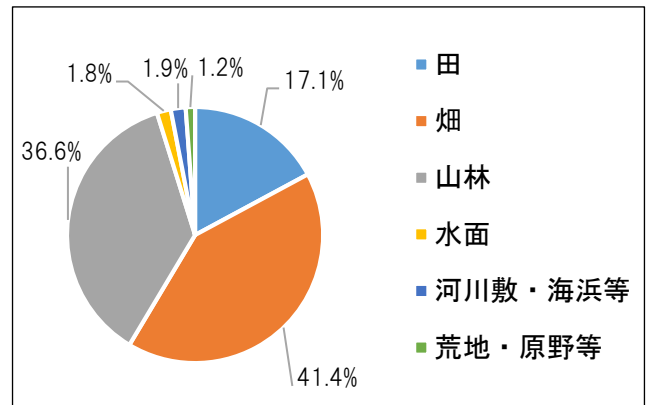
単位：ha

市街地区分	自然的土地利用								都市的土地利用								合計		
	田畑			山林	水面	河川敷・海浜等	荒地・原野等	小計	宅地				公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地		小計	
	田	畑	小計						住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地							
用途地域	102.54	41.33	143.87	8.70	33.59	22.60	6.49	215.25	622.29	90.32	274.18	4.56	991.35	114.53	239.39	21.91	27.67	1,394.85	1,610.10
用途白地	445.10	1,075.93	1,521.03	950.62	45.76	48.63	30.59	2,596.63	513.45	45.47	150.33	23.24	732.49	307.36	409.18	23.25	82.99	1,555.27	4,151.90
合計	462.27	938.78	1,401.05	805.38	229.19	783.12	31.29	3,250.03	969.27	116.30	363.35	23.45	1,472.37	357.04	550.51	38.47	93.58	2,511.97	5,762.00

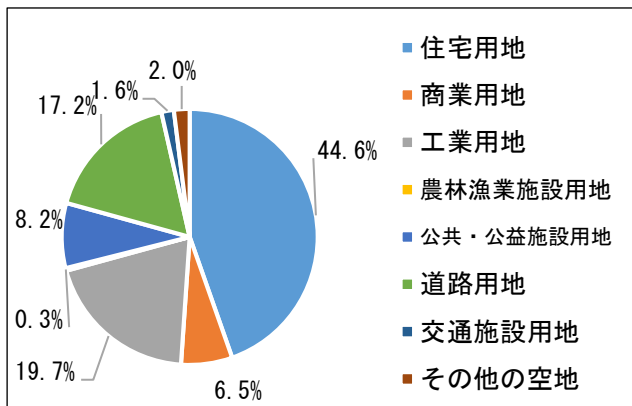
出典：令和3年度都市計画基礎調査



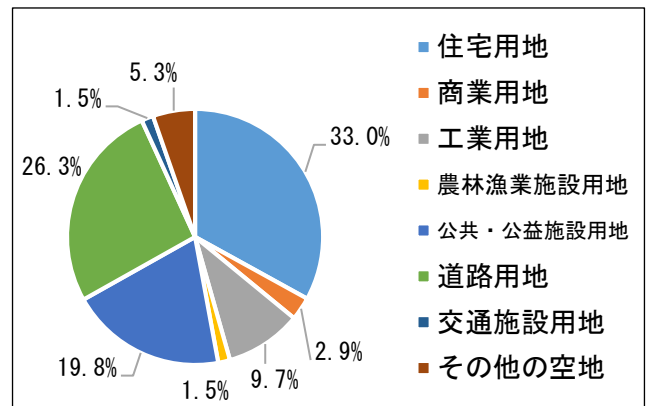
■用途地域 自然的土地利用別



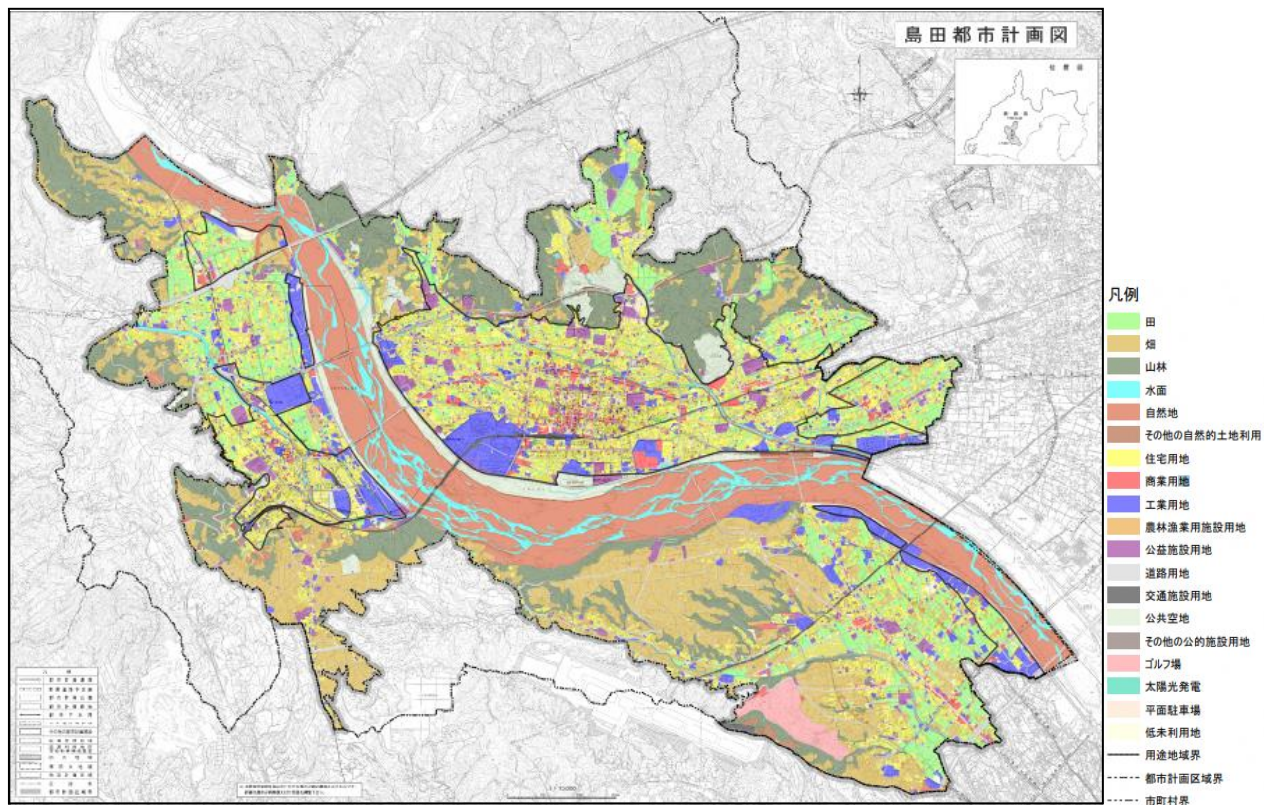
■用途白地 自然的土地利用別



■用途地域 都市的土地利用別



■用途白地 都市的土地利用別



■都市計画区域内の土地利用等現況図

出典：令和3年度都市計画基礎調査

3-4. 都市計画の決定

(1) 都市計画区域の面積と人口

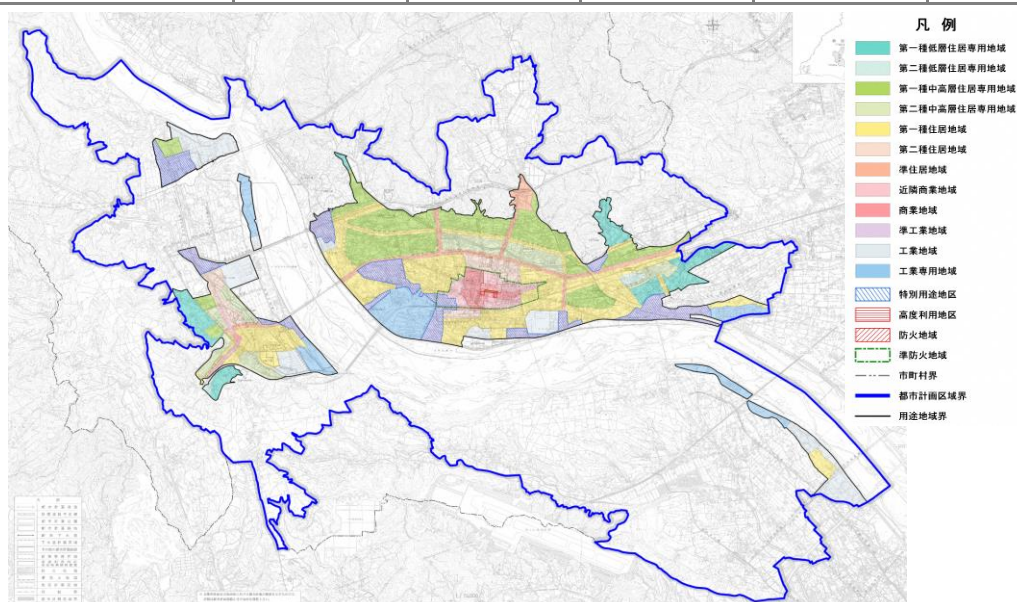
本市の都市計画区域は 5,762ha で、市域の 18.3% を占めています。

本市の用途地域は、1,610.1ha で住居系が 64.4%、工業系が 30.4%、商業系が 5.2% を占めています。商業系の用途地域は、主に JR 島田駅や JR 金谷駅周辺、工業系の用途地域は、主に大井川沿いを指定しています。

都市計画区域内の人口は、令和 2 年国勢調査時点において市全体の 90.3% (86,401 人) を占めています。

■ 都市計画区域人口

	面積 (ha)		人口 (人) : 令和 2 年国勢調査		
		構成比		構成比	人/ha
行政区域	31,570	100.0%	95,719	100.0%	3.0
都市計画区域	5,762	18.3%	86,401	90.3%	15.0
用途地域	1,610.1	5.1%	56,956	66.0	35.4
特別用途地域	181.5	0.6%	—	—	—
高度利用地区	1.3	0.004%	—	—	—
防火地域	0.7	0.002%	—	—	—
準防火地域	83.3	0.3%	—	—	—
都市計画区域外	25,808	81.7%	9,318	9.7%	0.4



■ 地域地区図

出典：令和 3 年度都市計画基礎調査

(2) 地区計画

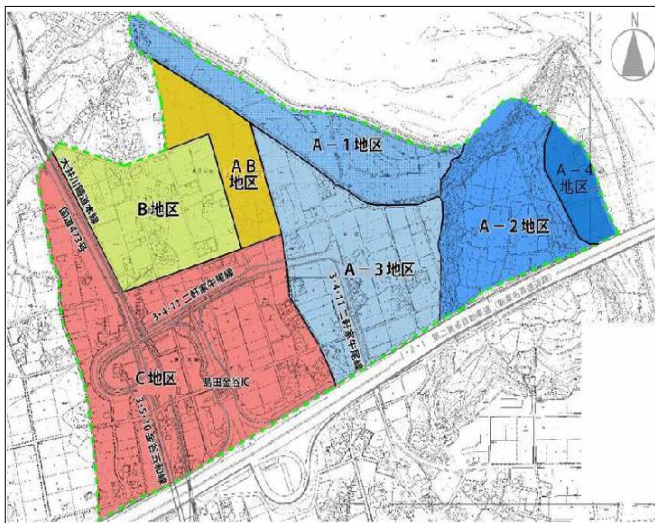
本市では、6つの地区計画が定められています。

「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画」のA-2地区（工業地域）では、斜面緑地を保全するため、木竹の伐採が制限され、また、向島町・若松町地区計画では、地区道路に面する垣又は柵の構造を生け垣としており、都市・生活環境を形成しています。

■地区計画

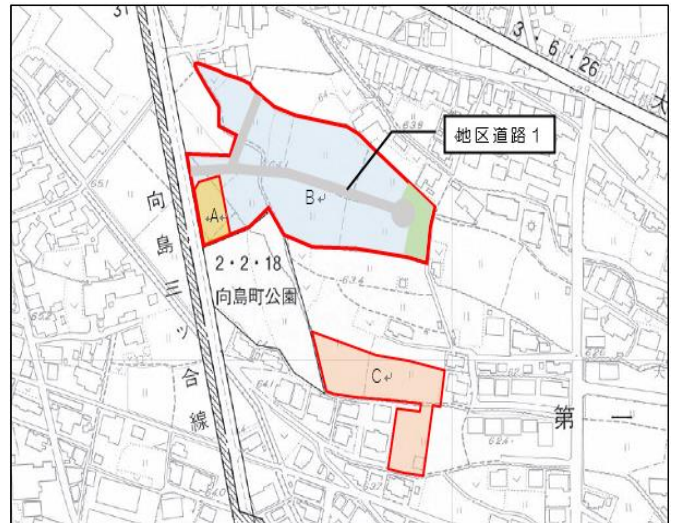
名称	面積 (ha)	備考
中央第三地区計画	21.2	
六合駅南地区計画	14.8	
往還下地区計画	41.0	
新東名島田金谷インターチェンジ 周辺地区計画	78.1	A-2地区では、斜面緑地を保全するため、 木竹の伐採が制限されている。
向島町・若松町地区計画	1.2	地区道路1号に面する垣又は柵の構造は 生け垣とする。
川越し街道周辺地区計画	8.2	

出典：島田市 HP（地区計画とは）



■新東名島田金谷インターチェンジ
周辺地区計画区域図

出典：島田市 HP（地区計画とは）



■向島町・若松町地区計画

出典：島田市 HP（地区計画とは）

3-5. 景観の状況

(1) 景観の特徴

本市は、緑豊かな自然に囲まれており、梅や桜、カタクリやドウダンツツジ等、色とりどりの花の名所や名木が各地に分布しています。

また、市街地を縁取る丘陵地や山間地では新緑や紅葉等、四季それぞれに彩られた美しい景観を見ることができます。

智満寺の十本スギのほか、文化財に指定されている樹木が数多くあり、地域を象徴する景観が形成されています。そのほか各所の社寺林や大木は、地域のランドマークとなっているとともに市民の憩いの場となっています。

市全域で見られる茶園は、畝が何列にも並びながら緩やかに起伏して茶産地としての個性的な景観となっています。

大井川、大津谷川、湯日川、大代川及び家山川等の河川沿いの緑豊かな散策路は、身近なやすらぎや潤いを感じられる場所として親しまれています。

住宅地では、生け垣等による敷地内の緑化が促進されており、周辺と一体となった市民の暮らしが感じられる親しみの持てる景観となっています。

活力ある産業活動が行われている工業地では、敷地内の緑化により、周辺との調和が図られています。



■野田の城山から見た田園風景

出典：島田景観計画

■景観資源

要素	資源
山なみ・地形	・八高山・高山・神尾山・千葉山・矢倉山 ・大井川「鶴山の七曲り」と朝日段・横臥褶曲
眺望	・茶の都ミュージアム・牧之原公園・諏訪原城跡・どうだん原・星山 ・野田の城山・白岩寺公園・朝日段公園・地蔵峠・天王山公園・宝蔵寺 ・S Lの見える丘公園・川根温泉・七曲リスカイパーク 等
樹木	・医王寺のクスノキ・川根温泉の大シイ・天徳寺のサザンカ ・伊太谷川、栃山川沿いの桜並木・島田市役所敷地内の帯桜 等
農地	・中條金之助景昭像付近・天王神社付近・大津落合の田園 ・神座のみかん園・初倉のレタス畑 等

出典：島田市景観計画

(2) 継承したい茶園景観

県と本市を含む空港周辺 8 市町で構成する大井川流域・牧之原大茶園景観協議会は、大井川流域・牧之原大茶園の景観を積極的に保全・活用していくことを目的として「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」を選定しました。30 選は有識者による選考委員会の審査を経て決定し、市内では 5 地点が選ばれました。

●中條金之助景昭像付近（阪本）



●島田吉田バイパス沿い、天王神社（阪本）



●静岡空港北側、権現原（湯日）



●粟ヶ岳山麓農林水産省掛川調整水槽付近（金谷安田）



●大井川鐵道抜里駅（川根町抜里）



出典：静岡県 HP（牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選）

(3) イベント景観

市内では、2月～11月にかけて、梅、桜、バラ、モミジ等、花の開花時期にイベントが行われています。

■自然のイベント

月	名称	概要
2月	伊太梅まつり	梅畑が広がる伊太地区で開かれるお祭り。竹筒うめと梅の小枝の無料配布が行われている。
	家山梅園梅まつり	「家山梅園」は、川根町家山地区の住民有志のグループ「梅の会」が10年余かけて整備し、2007年の2月にオープンした梅園。
3月	かわね桜まつり	桜の名所として名高い川根町家山。大井川鉄道沿いの桜トンネル、家山川沿いの桜並木、野守の池のしだれ桜、牛代のみずめ桜等が一斉に開花する。桜トンネルとその脇をSLが走っている景色が印象的。
	河原町桜まつり	大井川川越遺跡に隣接する旧堤防沿いでは、春になるとたくさんの桜が咲き誇り、多くの見物客で賑わう。
	大津谷川桜堤防桜まつり	大井川水系一級河川の大津谷川の桜堤防は、川の両岸2.3キロ(徒歩約30分)に渡って桜が咲き誇る。
	カタクリ祭り	牧之原公園でカタクリの開花に合わせて開催される。
4月	童子沢さくらまつり	川遊びが楽しめる溪流沿いにある童子沢親水公園で開催される、桜とともに自然が楽しめるイベント。
	金谷茶まつり	銘茶の産地「金谷」で二年に一度行われる。茶摘み衣装をまとった茶娘約1000人が華麗な踊りを披露する。
5月 10月	ばらの丘フェスタ (春・秋)	毎年春と秋の2回、バラが見頃を迎える時期に行われる。世界各国のバラ約360種9千株がこの時期に見頃を迎える。
11月	童子沢もみじまつり	大代の童子沢親水公園では、毎年11月にもみじまつりを開催している。猪肉の入った童子汁の販売等。

出典：島田市HP（まつり・イベント）、島田市観光協会HP



伊太梅まつり

出典：島田市HP（まつり・イベント）



童子沢もみじまつり

出典：島田市観光協会HP

(4) 景観計画・景観協定

本市では良好な景観形成を推進するため、市全域を景観計画区域と定めて、大規模な建築物等の新築、増築、改築又は移転、外観の変更にあたっては事前に届出が必要となっています。景観形成の基準として、形態・意匠のほか、敷地内の緑化に努めることが定められています。

また、中でも地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために、特に重点的に取り組む必要があると認められる地区を景観計画重点地区（中央第三地区計画区域内、新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区、向島町・若松町地区、川越し街道周辺地区）として定めています。

景観計画重点地区の中で、向島町・若松町地区（しまだみそらガーデンプレイス）において、土地所有者全員の合意のもと、良好な景観の形成に関する協定（景観協定）を結んでいます。協定区域では、協定緑地を設けており、土地所有者等は、自己の敷地（敷地延長通路部分を除く）において、敷地面積に対する緑化面積の割合が25パーセント以上となるよう、緑化しなければならないとされています。

■大規模な建築物等に係る景観の形成基準

項目	緑化に係る景観形成基準の内容
垣・柵	・敷地の周囲は、生け垣とするよう努める。
緑化	・敷地内には、樹木を適切に配置し、緑化に努める。 ・植栽の樹種については、周辺地域の植生に配慮する。 ・敷地内の既存樹木は、極力保全し、景観に活かすように配慮する。

出典：島田市景観計画

3-6. 建築協定

建物を建てる場合には、建築基準法で最低限のルールが定められています。地域の特性に応じた住みよいまちづくりを実現するため「建築協定」という制度があります。

市内での建築協定では、緑化に係るものとして、道路・敷地境界の生け垣化や敷地内の緑化等が取り決められています。

■ 建築協定（一部抜粋）

協定の名称	緑化に係る協定の内容
金谷泉町ニュータウン建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には、芝生・花・クローバー・樹木等で土地が保護されており、良好に管理されていること。 ・道路に面する垣は、生け垣・金網その他、これに類するものであり、垣に用いる樹木は、隣接又は近接する垣の樹種又は、これに類するものとし、緑地帯として沿道の景観の向上を図ったものであること。
グリーンヒルズ初倉団地建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界に面する垣又は柵は、生け垣又は高さが1.5メートル以下の鉄製、アルミ製、木製若しくは竹製等のものとする。 ・敷地内の空地については、生け垣のほか3本以上の高木を植栽すること等により、緑化に努め、庭木等の高さ及び形状等について、周辺に迷惑を及ぼさないよう良好に管理されていること。
フローラタウン相賀建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線に面して設ける垣は生け垣とすること。 ・敷地内の空地に着いては、緑化に努め、良好に管理すること。
百桃の郷「東大津」建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線に面して設ける垣は生け垣とすること。 ・敷地内の空地に着いては、緑化に努め、良好に管理すること。
オレンジタウン神座建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線に面する垣又さくは、生け垣若しくはフェンスその他これらに類するものでなければならない。 ・敷地内の空地に着いては緑化に努め良好に管理しなければならない。
島田ばらの丘ニュータウン建築協定 島田ばらの丘ニュータウン2丁目建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、緑道及び公園に面する垣又は柵の構造は以下に適合するものとする。 <p>イ 生け垣</p> <p>ロ 宅地地盤面から高さ1.8m以下の透視可能なもので構造上安全なもの。</p>
しまだあさひガーデンプレイス建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の生け垣、フェンス等については、次の号に定める基準によらなければならない。 <p>(1) 道路、コモン、ポケットパーク及び歩行者専用道路に沿って、垣、柵、塀その他これらに類するものを設ける場合は、生け垣又は高さが1.2m以下の透視可能なフェンス等としなければならない。</p> <p>(2) 隣地境界に垣、柵、塀その他これらに類するものを設ける場合は、生け垣若しくは透視可能フェンス又はこれらを併用したものでなければならない。</p>

出典：島田市 HP(建築協定)

3-7. 防災上の避難地

本市の地域防災計画で定める一時避難地（所）は、小学校、中学校、公園・緑地、公民館及び交流センター等が指定されています。その内、中央小公園に多目的防災トイレが整備され、一時避難地としての機能が強化されています。

また、地域防災計画において一時避難地（所）に指定はされていませんが、多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどツール等を備えた向島町公園や木屋島公園が整備され、一時的な避難地としての利用が可能となっています。

■指定緊急避難場所 ※公園・緑地を抜粋

地区	種別	名称	面積 (ha)
島田地区	街区公園	扇町公園	0.18
		中央小公園	0.94
		中溝公園	0.21
	近隣公園	大井川公園	0.83
		元島田公園	1.26
	運動公園	横井運動場公園	8.60
	都市緑地	駅前緑地	0.10
緩衝緑地	大井川緑地	34.18	
金谷地区	街区公園	夢づくり公園	0.28
	普通公園	菊神公園	0.68

出典：島田市地域防災計画



■災害時用器具庫付き縁台

(向島町公園)

出典：島田市



■東屋と災害時用器具庫付き縁台

(向島町公園)

出典：島田市

3-8. 法令の規制状況

平成 24 年 4 月から、工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務が、市に移譲されました。これを受け、企業誘致や老朽化した生産施設の更新を促進するため、島田市工場立地法に関する準則を定める条例が、平成 25 年 9 月 30 日に公布されました。本市における緑地面積率及び環境施設面積率は、下表のとおりです。

■島田市工場立地法に関する準則を定める条例

項目	区域区分	島田市準則 (工場立地法準則からの緩和幅)	工場立地法 準則
緑地面積率	工業・工業専用地域	10%以上 (10%緩和)	20%以上
	準工業・用途無指定地域	15%以上 (5%緩和)	
環境施設面積率	工業・工業専用地域	15%以上 (10%緩和)	25%以上
	準工業・用途無指定地域	20%以上 (5%緩和)	

出典：島田市 HP (工場立地法地域準則について)

4. 緑地現況、緑化現況

4-1. 施設緑地

施設緑地とは、都市公園のほか、小中学校の運動場や街路樹等の公共施設緑地、市民農園、ゴルフ場等の民間施設緑地をいいます。

本市における施設緑地は、以下のとおりです。

(1) 都市公園

本市の都市公園は、全て都市計画区域に含まれ、124か所、92.69haが整備されています。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、人口86,756人(令和5年3月末)に対して、約10.7㎡であり、基準値を満たしています。

※島田市都市公園の設置基準等を定める規則の基準(10㎡/人以上)

■都市公園の整備状況(令和5年3月末現在)

種類	種別	内容	
		箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	91	13.80
	近隣公園	4	3.70
都市基幹公園	総合公園	2	10.50
	運動公園	1	8.60
緩衝緑地等	特殊公園	1	0.20
	緩衝緑地、都市緑地、緑道	25	55.89
合計		124	92.69

出典：島田市資料(公園台帳)

(2) 都市計画公園・緑地

本市では、合計32か所、面積362.01haの公園・緑地を都市計画決定しており、そのうち29か所、面積73.22ha(整備率：約20.2%)が開設されています。

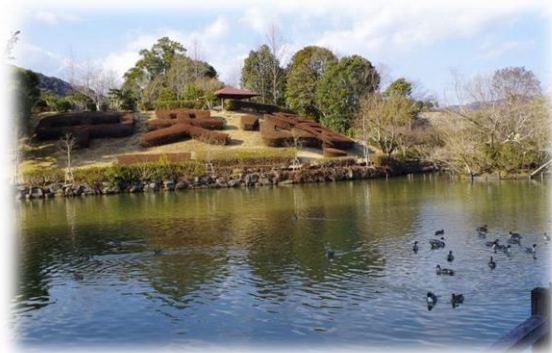
未整備となっている12か所の公園・緑地のうち、都市計画決定後50年以上経過している未整備公園・緑地が11か所あり、これらの公園計画区域内では、既に多くの建築物が建築され、整備にあたり多大な移転補償費が必要になる等の課題を有しています。

また、都市計画公園の7割近くが中心地域、その他は六合地域、金谷地域に配置されており、初倉地域には、都市計画公園が配置されていない状況です。

■都市計画公園・緑地の整備状況（令和5年3月末現在）

種類	種別	計画		開設 (一部供用含む)		面積 開設率 (%)
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	18	5.11	17	4.52	88.5
	近隣公園	5	10.50	4	3.70	35.2
都市基幹公園	総合公園	2	52.60	2	10.50	20.0
	運動公園	1	9.90	1	8.60	86.9
緩衝緑地等	特殊公園	2	33.70	1	0.20	0.6
	都市緑地 緩衝緑地	4	250.20	4	45.70	18.3
合計		32	362.01	29	73.22	20.2

出典：令和5年度都市計画のあらまし



■中央公園

出典：島田市観光協会 HP



■大井川緑地

出典：島田市

■都市計画公園・都市計画緑地の詳細

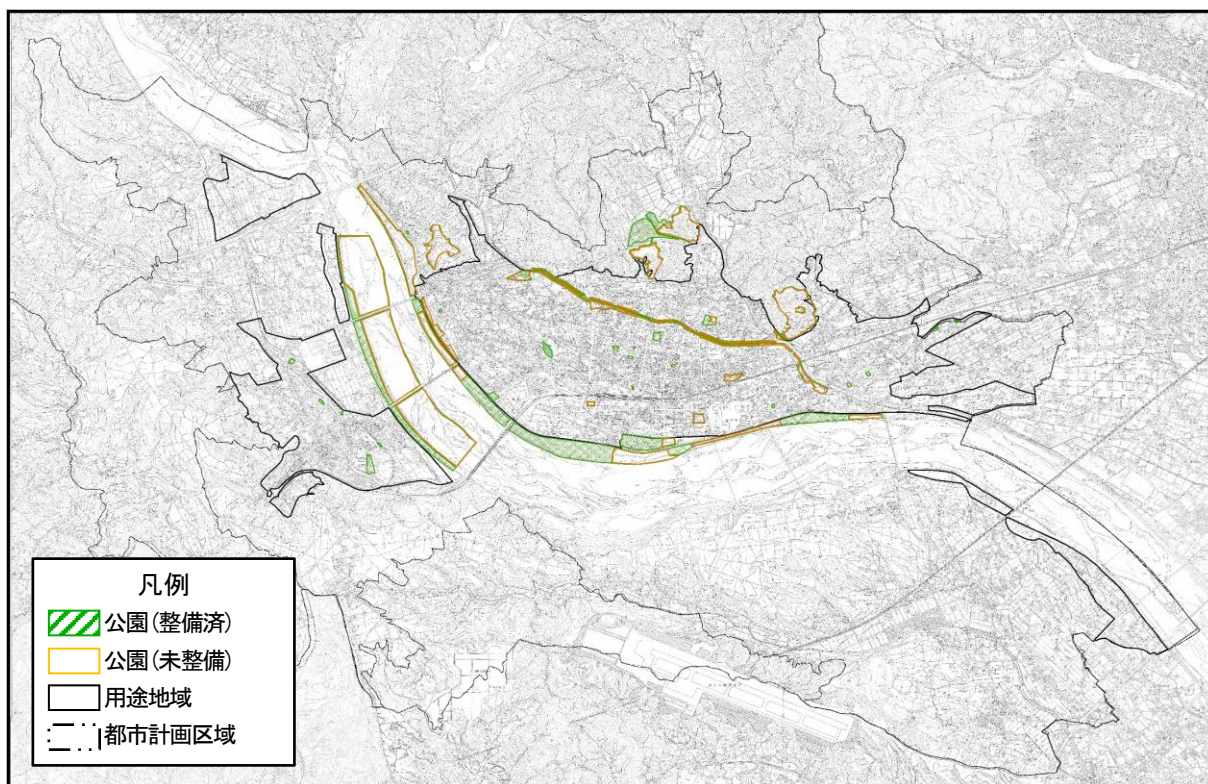
名称		位置	地域	都市計画決定		計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
番号	公園・緑地名			当初決定年次	決定権者 (カッコ内は当初)		
2・2・1	向谷公園	向谷二丁目	中心	S44. 5. 20	島田市 (国)	0. 10	0. 10
2・2・2	笹ヶ久保公園	伊太字笹ヶ久保	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 12	0. 12
2・2・3	中溝公園	中溝四丁目	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 21	0. 21
2・2・4	扇町公園	扇町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 18	0. 18
2・2・5	北島公園	東町	六合	S48. 6. 8	島田市	0. 27	0. 27
2・2・6	横井公園	横井二丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 59	0. 00
2・2・7	朝顔の松公園	河原一丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 63	0. 63
2・2・8	中央小公園	中央町	中心	S33. 3. 27	島田市 (国)	0. 94	0. 94
2・2・9	大津通り公園	大津通	中心	S50. 12. 26	島田市	0. 15	0. 15
2・2・10	あさひ公園	旭三丁目	中心	S55. 12. 25	島田市	0. 15	0. 15
2・2・11	なかじま公園	道悦三丁目	六合	S55. 12. 25	島田市	0. 20	0. 20
2・2・12	つきよだ公園	道悦三丁目	六合	S55. 12. 25	島田市	0. 20	0. 20
2・2・13	北島東公園	東町	六合	S59. 3. 28	島田市	0. 16	0. 16
2・2・14	三代島一号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 35	0. 35
2・2・15	三代島二号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 23	0. 23
2・2・16	三代島三号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 13	0. 13
2・2・17	金谷東公園	金谷河原及び金谷	金谷	H14. 5. 2	島田市 (金谷町)	0. 20	0. 20
2・2・18	向島町公園	向島町	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 30	0. 30
街区公園計		18 公園				5. 11	4. 52
3・3・1	南町公園	南二丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 5	0. 0
3・3・2	七丁目公園	本通七丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 8	0. 1
3・3・3	元島田公園	元島田	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 9	1. 3
3・3・5	大井川公園	向谷二丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	3. 8	0. 8
3・3・6	往還下公園	金谷河原及び金谷	金谷	H14. 5. 2	島田市 (金谷町)	1. 5	1. 5
近隣公園計		5 公園				10. 5	3. 7
5・5・1	伊太谷川沿岸公園	伊太字八指ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	18. 3	0. 2
5・5・2	中央公園	野田及び落合ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	34. 3	10. 3
総合公園計		2 公園				52. 6	10. 5
6・4・1	横井運動場公園	横井四丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	9. 9	8. 6
運動公園計		1 公園				9. 9	8. 6
7・5・1	天神原公園	伊太字大鳥	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	10. 5	0. 0
7・5・2	白岩寺公園	御仮屋町ほか	六合	S38. 9. 30	島田市 (国)	23. 2	0. 2
特殊公園計		2 公園				33. 7	0. 2
1	大井川緑地	横井一丁目ほか	中心	S41. 10. 19	島田市 (国)	97	34. 2
2	駅前緑地	日之出町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 1	0. 1
3	北部緑地	扇町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 1	0. 1
4	かなや大井川緑地	金谷字往還下ほか	金谷	S61. 12. 26	島田市 (県)	153	11. 3 (153. 0)
緩衝緑地・都市緑地計		4 緑地				250. 2	45. 7 (187. 40)
合計		32 公園緑地				362. 01	73. 22 (214. 92)

出典：令和5年度都市計画のあらまし

※黄色付きは未整備となっている都市計画公園

※面積は、街区公園は少数第二位までを、その他の公園・緑地は少数第一位までとする。

※ () 書き数値は整備を要しない面積 (かなや大井川緑地における水面部分) を含んだ場合の値。



■都市計画公園整備状況図

出典：令和3年度都市計画基礎調査

■都市公園の種類（参考）

種類	種別	内容	標準規模
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10ha～50ha
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	15 ha～75ha
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園	50 ha 以上
緩衝 緑地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園	
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地	

種類	種別	内容	標準規模
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	0.1ha 以上
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地	幅員 10～20m

出典：国土交通省（公園とみどり）HP

（3）公共施設緑地

1）その他公園

都市公園以外の普通公園、緑道等は、行政区域で 31 か所、25.69ha、都市計画区域で 16 か所、3.32ha あります。

■公共施設緑地

分類	箇所数		面積 (ha)	
	行政区域 (市全域)		行政区域 (市全域)	
		うち都市計画区域		うち都市計画区域
普通公園	14	0	22.33	0.00
緑道	2	2	2.48	2.48
その他公園・緑地等*	15	14	0.88	0.84
合計	31	16	25.69	3.32

※その他公園・緑地等：伊太谷川沿岸公園、御仮屋緑地、大代川堤防桜植栽地 等

出典：島田市資料（公園台帳）

2）小中学校の運動場

本市の小中学校の運動場として、行政区域で 23 校（運動場面積 25.62ha）、都市計画区域で 18 校（運動場面積 20.96ha）があります。

■学校

分類	学校数		運動場面積 (ha)	
	行政区域 (市全域)		行政区域 (市全域)	
		うち都市計画区域		うち都市計画区域
小学校	17	13	15.53	12.58
中学校	6	5	10.09	8.38
合計	23	18	25.62	20.96

出典：島田市資料（学校施設の概要）

3) 街路樹

市が管理している街路樹は、高木が 2,261 本、28,398 m²、中木が 508 本、1,595 m²、低木が 11,113 m²あります。

■街路樹（市道）

樹種	本数	面積 (m ²)
高木	2,261	28,398
中木	508	1,595
低木	—	11,113

※高木：枝張 4 m、中木：枝張 2 mと設定

出典：島田市資料（令和 4 年度街路樹管理数量表）

【樹種】

イチョウ、エンジュ、カツラ、キンモクセイ、クス、クロガネモチ、ケヤキ、サクラ、サザンカ、サツキ、サルスベリ、サンゴジュ、シラカシ、タブノキ、ナンキンハゼ、ハナミズキ、ハマヒサカキ、プラタナス、マキノキ、マツ、マテバシイ、モクレン、モミジ、ヤマモミジ、ヤマモモ、ユズリハ、ユリノキ 等

(4) 民間施設緑地

1) 市民農園

市内で、一般市民向けに開放されている市民農園は、都市計画区域内に3か所あります。

※区画数に1区画の平均面積を乗すると、3か所の市民農園の面積の合計は、3,358㎡
(約0.33ha)となります。

■市民農園

農園名	地区	区画数	1区画の 平均面積 (㎡)	面積合計 (㎡)
阪本市民農園	初倉(阪本)	79	22	1,738
御仮屋市民農園	御仮屋	41	20	820
ふれあい農園	金谷	20	40	800

出典：島田市HP(市民農園)

2) 野外レクリエーション施設

民間の野外レクリエーション施設は、都市計画区域内にゴルフ場、都市計画区域外には七曲・川根スカイパーク等があります。

■野外レクリエーション施設

施設名	面積 (ha)
静岡カントリー島田ゴルフコース	57.44
七曲・川根スカイパーク	—
島田市野外活動センター 山の家	—
やまめ平	—

出典：令和3年度都市計画基礎調査ほか

3) 社寺林

大井神社や白岩寺等の社寺林は、市街地に残された貴重な緑地となっています。

■社寺林(都市計画区域)

施設名	箇所数	面積 (ha)
社寺林	92か所	20.1ha

出典：平成29年度都市計画基礎調査



■大井神社

出典：島田市観光協会HP



■白岩寺

出典：島田市観光協会HP

4-2. 地域制緑地

地域制緑地とは、法に基づいて保全されている農用地区域、河川区域、保安林等をいいます。本市における地域制緑地は、以下のとおりです。

(1) 農用地区域

本市の農用地区域は、市全体で 3,149ha、都市計画区域内で 1,333.2ha が指定されています。

■農用地区域面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
農用地区域	3,149	1333.2

出典：※¹ 島田市資料（地区別用途別_農用地区域面積）

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(2) 河川区域

本市の河川区域は、市全体で 2,154ha、都市計画区域内で 1,147.3ha を有しており、市の中央を南北に流れる一級河川の大井川、伊太谷川、二級河川の湯日川、勝間田川、準用河川の笹間川等が流れています。

■河川区域面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
河川区域	2,154	1,147.3

出典：※¹ 国土利用計画島田市計画（平成30年3月）平成27年時点

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(3) 保安林

本市の保安林は、市全体で 2,883ha、都市計画区域内で 115ha が指定されています。

■保安林面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
保安林	2,883	115.0

出典：※¹ 島田市資料（保安林台帳）

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(4) 地域森林計画対象民有林

本市の地域森林計画対象民有林の面積は 19,975ha で、市域全体（31,570ha）の約 63.3%を占めています。都市計画区域内の民有林の面積は 722ha となっています。

■地域森林計画対象森林面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
地域森林計画対象民有林	19,975	722.0

出典：※¹ 島田市森林整備計画書（R5改正）

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(5) 史跡・天然記念物

本市の史跡・天然記念物の文化財で緑地として捉える国指定・県指定・市指定の史跡・天然記念物が 26 か所あります。このうち、都市計画区域内には、14 か所位置しています。

■史跡・名勝・天然記念物（令和5年3月末現在）

指定	種別	名称	備考
国指定	史跡	島田宿大井川川越遺跡	都市計画区域内
	史跡	諏訪原城跡	都市計画区域内
	天然記念物	智満寺の十本スギ	—
県指定	史跡	東海道石畳（菊川坂）	都市計画区域内
	史跡	上志戸呂古窯跡	—
	天然記念物	慶寿寺のシダレザクラ（枝重櫻）	—
	天然記念物	上相賀の大カヤ	—
	天然記念物	杉沢の大カヤ	—
	天然記念物	香橋寺の大ナンテン	都市計画区域内
	天然記念物	二軒家の大カヤ	都市計画区域内
	天然記念物	安田の大シイ	—
	天然記念物	大井川「鵜山の七曲り」と朝日段	—
市指定	史跡	駒形古墳	都市計画区域内
	史跡	愛宕塚古墳	都市計画区域内
	史跡	横岡宮の段古墳	都市計画区域内
	史跡	旧東海道と石畳（金谷坂）	都市計画区域内
	史跡	石上城跡	—
	史跡	天王山遺跡	—

指定	種別	名称	備考
市指定	天然記念物	種月院のナギ	都市計画区域内
	天然記念物	井口大井八幡神社のたり松	都市計画区域内
	天然記念物	アベマキ	都市計画区域内
	天然記念物	牧之原公園斜面のカタクリ	都市計画区域内
	天然記念物	熊野神社の大クスノキ	都市計画区域内
	天然記念物	寿永のサクラ	—
	天然記念物	二俣の大スギ	—
	天然記念物	塩本牛代のエドヒガン	—

出典：島田市資料（島田市の指定文化財一覧表）



■安田の大シイ（県指定）

出典：島田市 HP（島田市の文化財）



■井口大井八幡神社のたり松（市指定）

出典：島田市 HP（島田市の文化財）

4-3. 緑地現況量

都市計画区域における緑地現況量は、都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地等の施設緑地が198.9ha、農業振興地域の整備に関する法律等、各種法令による地域制緑地が3,298.7haです。

■施設緑地（単位：ha）

区 分		都市計画区域
住区基幹公園	街区公園	13.8
	近隣公園	3.7
都市基幹公園	総合公園	10.5
	運動公園	8.6
緩衝緑地等	風致公園	0.2
	緩衝緑地・都市緑地	55.89
公共施設緑地	その他公園	3.3
	小中学校の運動場	21.0
	街路樹	4.13
民間施設緑地	市民農園	0.3
	野外レクリエーション施設	57.4
	社寺林	20.1
小 計		198.9

出典：平成29・令和3年度都市計画基礎調査、島田市資料

■地域制緑地（単位：ha）

区 分		都市計画区域
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	1,333.2
河川法	河川区域	1,147.3
森林法	保安林	115.0
森林法	地域森林計画対象民有林	722.0
文化財保護法	史跡・天然記念物	23.7
地域制緑地間の重複		42.5
小 計		3,298.7

出典：令和3年度都市計画基礎調査

4-4. 緑化活動

(1) 支援制度

1) 島田市緑化推進事業補助金

本市では、市民が主体となった花と緑のまちづくりの推進を図るため、緑化推進事業を行う団体に対して、補助金を交付しています。

■島田市緑化推進事業補助金の概要

項目	概要
補助対象	1. 公共施設に設けられている植栽及び花壇の維持管理活動に要する経費 ア 種子、球根、苗、肥料、薬剤、プランターその他の園芸資材の購入費 イ 園芸用の機械の購入費、借用費、燃料費、修繕費その他の植栽及び花壇の管理に必要な機材に関する費用 2. 市民への緑化に関する啓発活動に要する経費 3. 団体が緑化推進事業を実施するために必要な会議の開催、広報紙の発行、保険への加入等に要する経費
補助金額	・当該各号に定める額とし、1団体当たり50万円を限度とする。 ⇒上記1及び2に掲げる経費：事業に要する経費の額以内の額 ⇒上記3に掲げる経費：事業に要する経費の額の2分の1以内の額

出典：島田市資料（島田市緑化推進事業補助金交付要綱）

2) 生け垣づくり補助金

本市では、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりを行う市民に対し補助金を交付しています。

■生け垣づくり補助金の概要

項目	概要
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地または事業所用地で、その周囲の全部または一部に生け垣をすること。 ・生け垣の長さは連続して3m以上あること。 ・木の本数は1m当たり2本以上であること。 ・樹木の高さは外部からの眺望で1m以上あること。 ・ブロック塀等と併用する場合、塀の高さは45cmを超えないこと。 ・これまでに同住宅または事業所用地でこの補助を受けていないこと。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣づくりに要する苗木等材料費のうち、30,000円までの全額及び30,000円を超えた分の2分の1で、最高限度額は70,000円。補助対象は材料費、人工賃。

出典：島田市HP（申請書DL・生け垣づくり補助金制度）

3) 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）

本市では、市民団体や事業者による環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録・支援しています。

登録されたエコ活動には、梅林の保全・管理、竹林や雑木林等の管理、市民農園の開設と維持管理、公園の整備・維持管理、ごみ清掃等があります。

■環境保全活動登録制度の概要

項目	概要
登録要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民団体または事業者が市内で行う環境保全活動 2. 第3次島田市環境基本計画に規定する市の取組、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録された活動を広く市民に紹介すること <ul style="list-style-type: none"> ・市HPで活動内容を紹介する。（※参加者の募集を行う） ・島田市環境報告書に活動実績を掲載する。 2. 活動に必要な情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度、環境関連事業、イベント開催等の情報を提供する。 3. 団体間のネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・情報を相互発信するためのネットワークづくりを進める。

出典：島田市HP（環境保全活動登録制度（しまだエコ活動））

4) グリーンバンク事業

公益財団法人静岡県グリーンバンクでは、「定期配布事業」「緑のカーテンプロジェクト」等の街に花と緑を増やす事業に取り組んでいます。

本市内の団体においても、それらの事業を活用して緑化に取り組んでいます。

■グリーンバンク事業の概要（令和5年4月現在）

事業	概要
定期配布事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の花の会・町内会・子供会等の地域団体が、道路・公園・公共施設等を花と緑で溢れた環境にすることを目的として自主的に行う活動を応援している。 ・花の種や球根等を年2回無償配布（8月下旬・3月上旬）
緑のカーテンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・つる性の植物を窓の外に這わせて夏の日差しを和らげることで室温の上昇を抑える自然のカーテン作り推進の一環として、「緑のカーテン」にチャレンジする小・中学校等を募集している。
花生教室	<ul style="list-style-type: none"> ・土や植物に触れる機会を届けるため、継続して豊かな心を育む「花育」を子ども園等で実施している。子どもたちの情操教育や子どもと家族での良いコミュニケーションツールとなっている。

事業	概要
緑化グループ 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸技術に優れ、各地域で活発に活動している緑化ボランティア団体に花苗の種子や球根等緑化資材機材の購入経費等の補助金を支給し、緑化活動を支援している。

出典：公益財団法人静岡県グリーンバンク HP

(2) 市民による緑化・美化活動

1) 緑化団体

本市では、緑化団体が7団体あり、種まき、花植え、水やり、草取り等、市内各地区の花の会が管理している花壇の手入れをしています。

■緑化団体

団体名	会員数 (令和5年4月現在)	設立年月日
谷口美里会	15人	平成8年8月4日
横岡花の会	8人	平成17年4月1日
金谷牛尾花の会	10人	平成17年9月1日
野の花の会	13人	平成20年5月13日
花ともだち花の会	15人	平成20年4月1日
初倉まちづくりの会	13人	平成28年4月1日
旭町花の会	18人	平成31年4月1日

出典：島田市資料（令和5年度緑化団体一覧）



出典：島田市HP（花の会）

2) 公園愛護会

市内公園の維持管理においては、市民の協力のもと公園愛護会（48団体）が結成されており、年間2回以上の美化活動として、低木の剪定、除草、清掃、遊具の異常等の早期発見等が実施されています。公園愛護会に対しては、報償金、清掃に必要な消耗品の提供等の支援制度があります。

また、8月1日（令和5年度時点）を『公園愛護デー』と定め、公園愛護、社会奉仕、地域美化の心を高める日としています。この日は公園愛護会より、各地の公園で美化活動が行われています。

■公園愛護会（令和5年4月時点）

No.	公園愛護会名	公園名
1	向谷公園愛護会	向谷公園
2	伊太老人クラブ笹ヶ久保睦会	笹ヶ久保公園
3	扇町町内会	扇町公園
4	中溝公園愛護会	中溝公園
5	大井町いきいきクラブみどり会	中溝公園
6	北島東公園愛護会	北島東公園
7	北島公園愛護会	北島公園
8	大津通自治会（大津通公園美化クラブ）	大津通公園
9	新田町和楽会老人クラブ	大津通公園、中央小公園
10	中楽会	中央小公園
11	本通七丁目七福会	中央小公園、七丁目公園
12	中河町友楽会	中央小公園
13	朝顔の松公園愛護会（河原町自治会）	朝顔の松公園
14	大井川公園愛護会（稲友会）	大井川公園
15	あさひ公園愛護会	あさひ公園
16	コスモス会	なかじま公園
17	六合コミュニティ委員会	栃山川緑道
18	道悦5丁目セキスイ団地自治会	宮下公園
19	つくし子供会（八倉町母子会）	中村公園、東川根公園
20	翡翠会	湯日谷川公園、月坂第1公園
21	和会	月坂第2公園、月坂第3公園
22	元美会	元島田公園
23	南原公園愛護会	南原公園
24	東大津管理組合	東大津第1公園、東大津第2公園
25	向田組	向田公園
26	大柳公園愛護会	大柳公園
27	公園愛護会メアリーローズなごみ	なごみ第1公園、なごみ第2公園
28	猪土居児童公園愛護会	猪土居児童公園
29	上志戸呂・谷北団地公園愛護会	向川スポーツ広場、谷北スポーツ広場、谷北団地公園
30	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）番生寺ふれあい広場公園愛護会	番生寺ふれあい広場
31	御仮屋町公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（御仮屋町）
32	松葉町悠々クラブ公園愛護会	松葉町公園、松葉町1号緑地、松葉町2号緑地

No.	公園愛護会名	公園名
33	ひまわり公園愛護会	ひまわり遊園地
34	向谷元町公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）
35	みつあい公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）
36	いこい公園愛護会	であい公園、清水川いこいの広場
37	菊神自治会（公園愛護会）	菊神農村公園
38	天王山公園愛護会 （川根町資源活用組合）	天王山公園
39	新町通町内会（公園愛護会）	中央第三地区一号公園
40	東光寺公園愛護会	東光寺緑地
41	天王山慰霊会	天王山公園
42	向島緑地公園愛護会	エリア向島町公園
43	金谷泉町公園愛護会	いずみ児童公園、いずみ遊園地（泉町公園1）、 泉町公園（泉町公園2）、大河原ホーム金谷団地公園、泉町緑地、往還下公園
44	木屋島公園愛護会	木屋島公園
45	牧之原公園愛護会	牧之原公園
46	駅前緑地サンカク公園愛護会	駅前緑地
47	里山仕事・しょんた塾	童子沢親水公園
48	家山川親水公園愛護会	家山川親水公園

出典：島田市資料（令和5年度公園愛護会一覧）

5. 市民意識の把握

緑に関する市民の意向を把握するため、市民意識調査を次のとおり実施しました。

①調査の概要

項目	詳細
調査時期	令和4年8月19日から9月11日まで（25日間）
回答者数	1,421人
方法	携帯電話、スマートフォンによるコミュニケーションアプリのLINEを使って不特定多数の方に回答してもらう方法で実施

②調査結果の概要

ア 市内の緑の現状

市内の良い自然環境で思い浮かぶ緑については、「牧之原大茶園や田畑等の農地」と答えた方が最も多くなっています。また、伝え残していくべき緑については、「牧之原大茶園や田畑等の農地」と「大井川周辺の緑」と答えた方が最も多くなっています。

イ 市内の緑の将来

市内の緑の将来については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」と答えた方が最も多くなっています。

ウ 公園について

公園の利用状況では、「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」と答えた方が最も多くなっています。

エ 維持管理について

市内の緑に関する活動への参加状況は、「わからない」と答えた方が最も多くなっています。

これらの調査結果の詳細については、巻末の資料に掲載します。

なお、その他として、毎年度実施している「島田市総合計画市民意識調査報告書」の令和4年度調査における市民満足度・重要度をみると、「水資源・水環境の保全」が満足度と重要度の両方で、「森林等の自然環境の保全」、「心地よい景観形成」、「公園の整備」の緑に関連する項目を上回る結果となっています。